

広島県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションあすなる	三原市頼兼二丁目九番一〇号	令和二年二月一日
小田耳鼻咽喉科医院	廿日市市宮内七二八番地一	令和三年一月一日
清水歯科矯正歯科	廿日市市串戸三丁目二番一九号	令和二年二月二日
やまなか歯科医院	安芸郡府中町大通三丁目八番二の一〇一号	令和二年一月一日